

総合評価落札方式の制度改正について（概要）

1 制度改正の内容

（1）特定JVの構成員としての工事实績による加点

○改正前

一部の案件を除き、基本的に単体請負での工事实績を加点対象としている。

○改正後

下記の場合、特定JVの構成員としての工事实績を加点対象とする。

- ・甲型（出資比率型）の場合：JVの出資比率が2者の場合は30%以上、3者以上の場合は、20%以上
- ・乙型（分担施工型）の場合：分担した工事区分の内容による。

※なお原則として、甲型の場合はJVの工事全体の工種・施工面積等を実績として評価し、乙型の場合は分担した工事区分の工種・施工面積等を実績として評価する。

（2）現場代理人としての資格や実績による加点

○改正前

配置する主任技術者の資格や実績を加点対象としている。

○改正後

配置する主任技術者が40歳未満の場合に、配置する現場代理人の保有資格や過去の主任技術者としての実績を加点対象とすることができる。

（3）労働環境マネジメントの加点対象の追加

○改正前

労働安全衛生マネジメントシステム（OHSAS18000シリーズ、ISO45001）

建設業労働安全衛生マネジメント（COHSMS）

○改正後

OHSAS18000シリーズを除外（認証期間終了）

New COHSMS、Compact COHSMS を加点対象として追加

2 適用時期

令和4年4月1日以降の公告に関わる総合評価落札方式の案件から適用する。